

国民健康保険税

税率の見直しと税制改正のお知らせ

税率の見直しにより、次の点が変わります

平成 29 年度	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援分 (加入者全員)	介護分 (40～64歳のみ)
所得割 (前年中の所得額に対して)	7.8%	1.9%	1.5%
均等割 (加入者 1 人あたり)	21,000 円	6,000 円	11,500 円
平等割 (1 世帯あたり)	22,000 円	6,000 円	———

見直し後

平成 30 年度	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援分 (加入者全員)	介護分 (40～64歳のみ)
所得割 (前年中の所得額に対して)	7.8%	2.1%	1.7%
均等割 (加入者 1 人あたり)	22,000 円	7,000 円	12,500 円
平等割 (1 世帯あたり)	22,000 円	6,000 円	———

税制改正により、次の点が変わります

○軽減制度が拡充されます

軽減制度とは、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に、保険税の均等割と平等割の税額を軽減します。

≪ 7 割軽減 ≫ については、【前年中の世帯所得の合計が 33 万円以下】のままで変更ありません。

≪ 5 割軽減 ≫

平成 29 年度	前年中の世帯所得合計が 33 万円 + 【27 万円】 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
平成 30 年度	前年中の世帯所得合計が 33 万円 + 【27.5 万円】 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

≪ 2 割軽減 ≫

平成 29 年度	前年中の世帯所得合計が 33 万円 + 【49 万円】 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
平成 30 年度	前年中の世帯所得合計が 33 万円 + 【50 万円】 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

※軽減を受けるための手続きは不要ですが、住民税の未申告者(被扶養者は除く)は軽減の判定ができませんので、所得のない人でも毎年申告が必要となります。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人で、引き続き同一世帯に属する人です。(世帯主の異動などがあつた場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。)

○賦課限度額 (保険税の課税上限額) について、下記のとおり変更となります

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
平成 29 年度 (合計 89 万円)	54 万円	19 万円	16 万円
平成 30 年度 (合計 93 万円)	58 万円	19 万円	16 万円

平成 30 年度国民健康保険税の納税通知書は、世帯主へ 7 月中旬に発送となります

国民健康保険税は、住民票上の世帯ごとに計算され、世帯主への課税となります。世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、その納税義務者は世帯主となります。

納付方法など詳しくは、納税通知書をご覧ください。

災害等により生活が著しく困難となった場合や、生計の中心となる人の病気等により収入がなくなるなど、納付が困難となった場合は、分割で納付することもできますので、ご相談ください。